「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく 補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 (以下、「道路財特法」という。)の規定により、補助率等が嵩上げ(50%を55%等に 嵩上げ)されているが、この規定は、平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、道路整備に係る補助率等が低減することは、地方自治体における地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により、地域の活性化を図る必要がある。

よって、本市議会は国に対し、道路財特法の補助率等の嵩上げについては、平成30年 度以降も現行制度を継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 - あて 衆議院議長 参議院議長

小田原市議会